

令和6年第4回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧表 令和6年12月4日(水)・5日(木)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
4 日 (水)	1	9時10分	杉下久仁子 (P2)	1 東浦町公共施設再配置計画を住民本位で進めるには 2 2025年度以降に予想されるマイナンバーカードの一斉更新への備えとマイナ保険証解除について
	2	10時10分	北野興地 (P5)	1 機構改革による住民サービス向上への期待を込めて 2 香害や化学物質過敏症について
	3	11時10分	大川晃 (P7)	1 コミュニティ・スクールの推進及び地域組織の活性化について 2 職員や部署に対する表彰制度導入について 3 遠隔操作ロボット、OriHime（オリヒメ）の活用について
	4	13時00分	間瀬宗則 (P9)	1 東浦の歴史と文化財の活用で町の魅力発信を！ 2 歩行者の交通安全対策は大丈夫ですか！
	5	14時00分	三浦雄二 (P11)	1 住民サービスについて 2 町立保育園の保育士について
	6	15時00分	森靖広 (P12)	1 公立保育園の「手ぶら登園」について 2 自転車に関する道路交通法改正について本町での認識と課題は
5 日 (木)	7	9時10分	赤川操恵 (P17)	1 資源ごみの分別について 2 更年期世代の健康相談の取組みを
	8	10時10分	長坂知泰 (P19)	1 「指定地域共同活動団体制度」による地域活性化を問う 2 「公共施設再配置計画～東浦中学校移転検討」を問う
	9	11時10分	間瀬元明 (P23)	1 食い止めろ、町職員の退職者！ 2 東浦町公共工事の平準化！ 3 なぜないの、東浦に！
	10	13時00分	秋葉富士子 (P26)	1 スクールソーシャルワーカーについて 2 中学・高校生の居場所について
	11	14時00分	久松純志 (P29)	1 地域共生社会の実現に向けた支援の考えは 2 機構改革がもたらす行政の効率化と働き方改革について
	12	15時00分	山田眞悟 (P31)	1 森岡地区のまちづくりについて 2 森岡・森岡西保育園の今後の運営について 3 町長の中央官庁へのトップセールス活動にエールをおくります。

質問順位 1 3番議員 杉下 久仁子（日本共産党ひがしうら）

1. 東浦町公共施設再配置計画を住民本位で進めるには

東浦町公共施設再配置計画（以下、計画）は 2022 年度から 2023 年度にかけて検討され、策定されました。その間、住民に対し町広報紙や町ホームページ、住民懇談会でお知らせをしていましたが、現在でも「計画を知らない」という人が多いと感じています。

議員の立場から、様々な場面で計画への意見を募っていますが、「計画名を知っていても内容は詳しく知らない」「東浦中学校が移転するそうだけなぜか」といった部分的に知っている人も多くいます。

(1) 東浦町の公共施設がどう変化していくのか、一人でも多くの住民に知ってもらい、まちづくりへ参画し住民本位で進めることへの認識、課題、取り組みについて伺います。

(2) 当計画においては、魅力ある町をどのようにつくるのかが分かりにくい、将来の姿が見えにくいとの意見があります。集約化しきることで特に移動手段の限られた人や子育て世帯に利用しづらい公共施設となってしまわないかが懸念されます。町としての認識を伺います。

(3) 計画の中にある第 6 章 再編プラン・ロードマップ 第 1 節 再編プランの策定 4 再編プランの策定（地区施設）【地区施設の複合化・集約化の方向性及びヒアリング等を踏まえた考え方】①小学校に、学校教育、子育て、学習・交流、福祉機能、運動機能、消防・防災機能をまとめて拠点化 → 小学校 + 保育園 + 児童館 + 老人憩の家 + コミュニティセンター + ふれあいセンター + 消防団詰所 + 防災倉庫 + 中学校 ②原則、同一地区内にて機能重複する地区施設は集約、の考えのもと、2024 年度から 2026 年度にかけてモデル事業①（森岡地区拠点施設）の基本構想・基本計画の策定が検討されている点で以下に質問します。

ア. 検討するにあたり町ホームページでは「整備計画検討会、作業部会、検討委員会の 3 種類の会議が互いに作用するような形式で進めていきます。」とありますが、具体的にどう進められていくか伺います。

イ. 今年度、森岡小学校を会場にして「事例に学ぼう！地域の拠点づくり勉強会」や整備計画検討会「みんなでつくろう！地域の拠点ワークショップ」テーマ 1 まちの魅力を再発見！～森岡地区の魅力や課題を共有～が開催されました。参加者の人数や年齢、居住地は想定した状況であったかどうか、現状の認識を伺います。

ウ. 整備計画検討会は今後 2 回の開催を予定されていますが、森岡地区拠点施設の当事者となる居住者、また多世代への参画を呼び掛ける重要性は周知のことと思います。町広報紙やホームページ以外でも町から様々な会やイベントへ出向いて呼び掛けを行うことは考えているのか伺います。

エ. 森岡地区には森岡保育園と森岡西保育園の 2 園あり、それぞれの地

域に住む園児や保護者にとって自主登園しやすい環境といえます。しかし、モデル事業での地区拠点施設による保育園の集約は、子どもの足で通園できる距離なのか、同居・近居の祖父母に送迎を頼む場合に車があるとは限らず休ませなければいけないのか、との声もあります。延べ床面積の削減目標ありきで集約化するのではなく、現状の保育園数を維持する考えはないのか伺います。

- (4) 計画では町営住宅の廃止が盛り込まれています。町営藤江住宅は 2033 年度、町営半ノ木住宅は 2038 年度までに「入居者の状況を鑑みつつ、耐用年数を目途に廃止等について検討」とありますが、居住者の方に対し何のお知らせも説明も意見収集もないよう思います。まだ先のことと捉えるのではなく、居住されている住民がライフプランを考える上では、現時点でも説明や意見を聞く必要があると考えますが、現状の取り組みと見解を伺います。

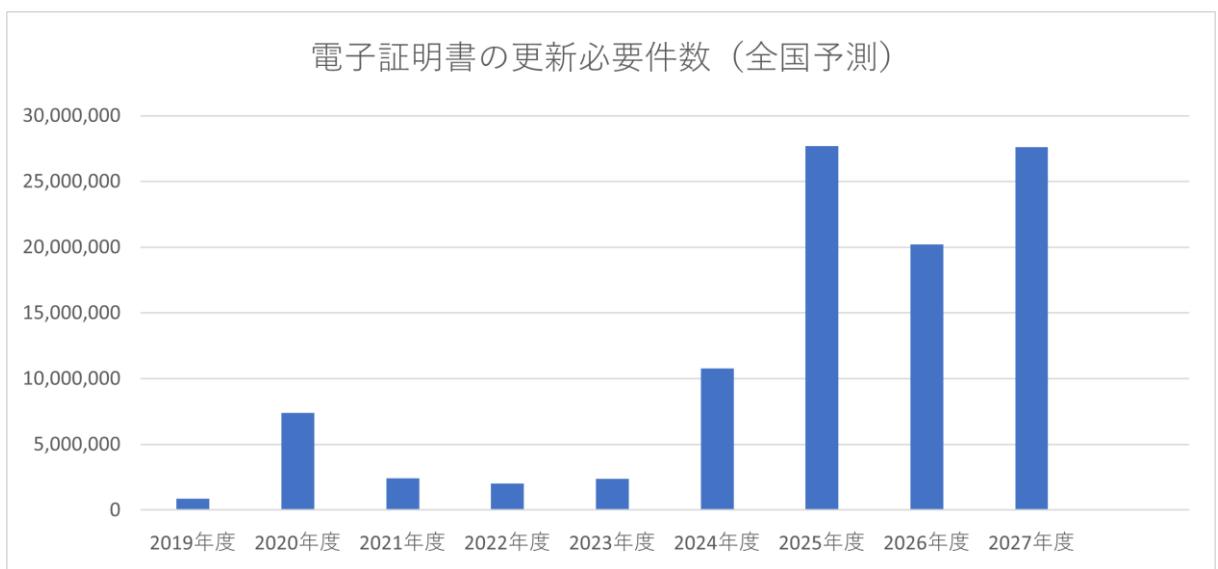
2. 2025 年度以降に予想されるマイナンバーカードの一斉更新への備えとマイナ保険証解除について

コンビニで住民票や印鑑登録証明書を取得しようとしたら別の人のものが出てきた、マイナ保険証に別の人情報が紐づけられていた、公金を受け取るための銀行口座が別の人ものになっていた、受取口座に家族名義の口座が登録されていた等、問題がつぎつぎと起きても、マイナポイント付与による普及、マイナ保険証による紙の保険証廃止といったカード取得を強制するような国の施策ではありますが、地方自治体では法令等に基づき事務を進めなくてはならないことも理解します。

マイナンバーカードは 5 年ごとに自治体窓口での更新が必要です。マイナンバーカードの普及を進めるためマイナポイントの付与が 2020 年 9 月から行われましたが、その時にカードを作った多くの住民の更新時期が 2025 年度から 2027 年度までの約 3 年間に集中します。そのことについて、以下に質問します。

- (1) 2025 年度から 2027 年度まで東浦町で予想されるマイナンバーカード更新件数と混雑が予想される役場の窓口対応への課題と対策を伺います。
- (2) 役場窓口での混雑が予想され、更新手続きの遅れや、更新できないまたはしない住民がいると予想されますが、そうした人たちの中でマイナ保険証の利用登録をしている人が無保険扱いとならないための対策を伺います。
- (3) 今年 10 月 28 日から始まったマイナ保険証の解除手続きについて、本町での件数と役場窓口での課題はあるか伺います。

年度	更新必要件数	年度	更新必要件数
2016 年度	－	2022 年度	2,045,174
2017 年度	－	2023 年度	2,368,824
2018 年度	－	2024 年度	10,762,266
2019 年度	875,433	2025 年度	27,686,936
2020 年度	7,406,803	2026 年度	20,202,216
2021 年度	2,437,880	2027 年度	27,593,847



▲電子証明書の更新件数予測

出典：全国保険医団連合会ホームページ「【2025 年問題】電子証明書の更新必要件数が 23 年の 11 倍に マイナ保険証が使えなくなる！？」
 （<https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2024-6-6/>）を加工して作成

質問順位 2 11 番議員 北野 輿地（親和会）

1. 機構改革による住民サービス向上への期待を込めて

本年9月3日の全員協議会及び11月12日の議案等説明会において、町当局から説明された令和7年4月1日施行予定の「機構改革（案）」について、町長が就任して約1年が経ち今後の東浦町のあるべき姿等を見据え、更なる住民サービスの向上を図るためのものと考察し、今回の機構改革に関して、以下について伺います。

- (1) 機構改革の目的及びこの時期に行う理由について伺います。
- (2) 機構改革が住民にもたらすメリットを各部毎に伺います。
- (3) 今回の第4回定例会において、可決された場合に住民への機構改革に関する周知方法として、町広報紙や町ホームページ、町公式LINE以外があれば伺います。
- (4) 町内外から10代・20代の若者が集い、東浦町で「やってみたい！」 「考えてみたい！」ことを検討する住民参加型の「東浦町若者会議」が令和5年度をもって終了となりましたが、以下について伺います。
 - ア. 若者会議の効果及び会議結果の町政への反映状況と終了とした理由について伺います。
 - イ. 機構改革の一環として、若者会議に代わるような会議体を既に開催しているのか、今後開催予定なのかを伺います。
- (5) 機構改革によって、各部課等の名称が変更になり、来庁した住民は手続きや相談窓口の担当部署等について困惑する可能性があると考えます。その対策や住民サービス向上の第一歩として、庁舎入口内にコンシェルジュ（総合案内）ブース等の設置を強く要望しますが、見解を伺います。

2. 香害や化学物質過敏症について

厚生労働省等によれば、「香害（こうがい）」とは化粧品や香水、化学洗剤、柔軟剤などの製品に含まれる合成香料（化学物質）によって、不快感や健康への影響が生じることをいい、香害が原因で化学物質過敏症を発症する人もいる、としています。また、香害の症状として、目やのどの痛み、せき、頭痛、めまい、アレルギー症状、味覚過敏、皮膚の紅斑・かゆみ、疲労感、集中力の低下などをあげています。

また、「化学物質過敏症」とは、環境中の微量の化学物質が体内に入り、自律神経系や精神神経系に作用して様々な症状を引き起こす病気、としており、主な症状としては、香害の症状のほか下痢、嗅覚障害、不安感、目・鼻・喉の刺激症状などをあげています。

化学物質過敏症の原因となる物質として、日用品（整髪剤、香料、柔軟剤など）、農薬、自動車排気ガス、暖房等の燃焼ガス、建材、家具・日用品等から放散する揮発性有機化合物をあげ、治療法は確立されておらず、

対処法としては、原因となる物質を避けることが最も有効だとし、発汗によるデトックス効果を高めるために運動や入浴を行うことや家庭内や職場ではできるだけ清潔にし、こまめな換気をすることで化学物質を吸い込みにくくすることも効果的だとしています。

また、環境省環境保健部の「平成 27 年度環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究業務報告書（総括研究者東海大学医学部坂部貢氏）」によれば、本邦では、人口の約 7.5%がいわゆる化学物質過敏症対象者であるとする大規模な疫学調査が近年報告されている、とあります。そこで、以下について伺います。

- (1) 上記調査結果を本町の人口 5 万人に換算すると、約 3,750 人が化学物質過敏症対象者に該当すると考えられます。本町の香害や化学物質過敏症に対する認識及び町民への周知状況等について伺います。
- (2) 香害や化学物質過敏症に関する相談・問い合わせ窓口と過去 5 年間の町民からの相談等の件数とその内容及び対処結果について伺います。
- (3) 香害や化学物質過敏症に関して、保育園、幼稚園及び小・中学校からの問題提起、要望、相談等の件数とその内容及び対処結果について伺います。
- (4) 香害や化学物質過敏症の人はアナフィラキシーショックをおこす可能性があるとも言われています。本町から保育園、幼稚園及び小・中学校への具体的な症状等の説明及び対応要領等の通知・アンケートを実施済の場合は、その具体的な内容を伺います。未済の場合は、最初に香害や化学物質過敏症について、その症状等を広く知ってもらい認識してもらうためにも保育士、教職員及び児童・生徒と保護者へのアンケート調査の実施を要望しますが、見解を伺います。

質問順位 3 12 番議員 大川 晃（親和会）

1. コミュニティ・スクールの推進及び地域組織の活性化について

去る8月22日に愛知県教育委員会が主催の「地域とともにある学校づくり愛知フォーラム・研修会2024」が開催されました。各地で取り組まれている「コミュニティ・スクール」の事例発表と質疑応答がなされました。本町においても令和3年度に西部中学校区をモデル地区として実施し、令和4年度からすべての小中学校区で導入されました。それに伴い各学校で学校運営協議会が設置され地域と学校で子どもたちを育てる環境づくりを目指しております。

ところが近年、子ども会や婦人会の解散もしくは休止、PTAの任意加入問題に始まりPTA役員を減少する中学校もあり、本町においても地区的コミュニティ推進委員を選出しないなど、学校を支える側の地域組織の衰退と弱体化が見受けられます。このような現状で「コミュニティ・スクール」の理念を唱えたとしても、実行できる母体となる地域組織が機能していかなければコミュニティ・スクール事業が成り立たなくなってしまうと危惧いたします。

そこで本町として「コミュニティ・スクール」の推進及び地域組織をどのように活性化していくかの見解を伺います。

- (1) 本町のコミュニティ・スクールの理念と現況を伺います。
- (2) 学校運営協議会を構成する委員の人数と所属を伺います。
- (3) 東浦町では地域コーディネーターを設置していますが、どんな方が任命され、またどんな役割を担うのか伺います。
- (4) 本フォーラムに本町で参加された人数を把握しているか伺います。
- (5) 本町にある地区ごとの子ども会・婦人会・おやじの会などの活動実態を把握しているか伺います。
- (6) 町内のことども110番の家の登録件数と件数の推移について伺います。

2. 職員や部署に対する表彰制度導入について

職員のモチベーションを高めることは、東浦町民に対するサービスの向上にもつながる事だと考えています。

報道機関からは業務上のミスが報じられたりしますが、褒められた報道を見る機会は殆どありません。一生懸命仕事をしていても、叱られる事はあっても褒められることがないと、意気消沈してしまいます。

そこで本町の職員や部署に対する表彰制度の導入を求めますが本町の見解を伺います。

- (1) 本町職員や部署に対する表彰制度および懲罰制度についての現状を伺います。
- (2) 本町職員に対する評価制度は相対評価なのか絶対評価なのかを伺います。

- (3) 本町の正職員と会計年度任用職員の評価基準について伺います。
- (4) 本町職員の人事異動の平均年数を伺います。
- (5) 本町独自の表彰制度が導入されることにより職員の採用にも寄与する
と考えますが本町の見解を伺います。
- (6) 出先機関で働く職員の評価方法を伺います。

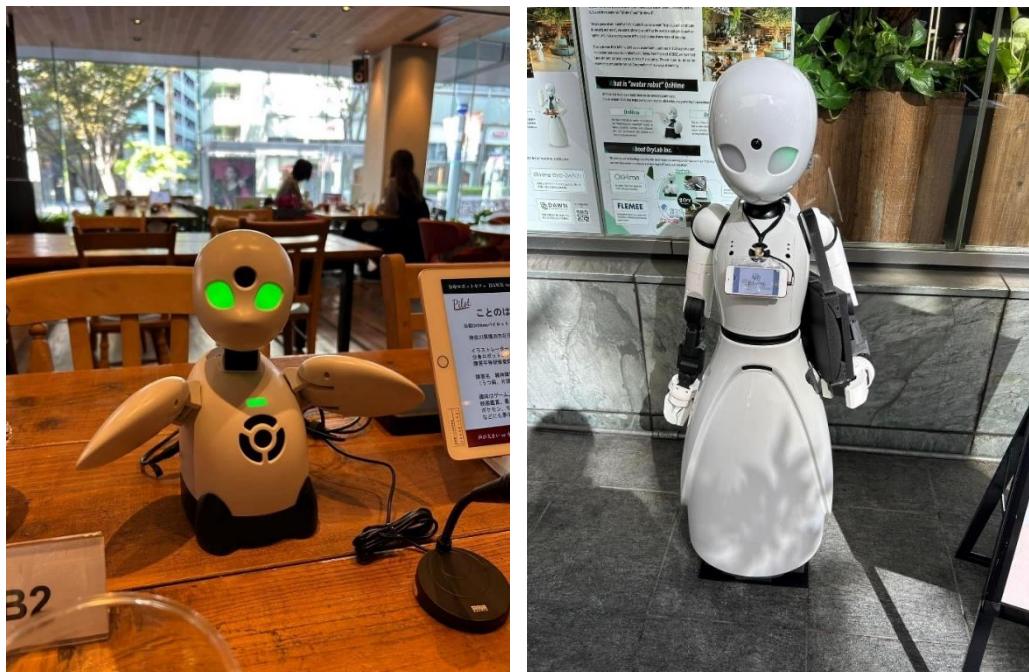
3. 遠隔操作ロボット、OriHime（オリヒメ）の活用について
身体に障害のある方などが自分の分身として、外の世界の人と交流する
ことが出来る遠隔操作型ロボット「オリヒメ」というものがあります。

これは、Wi-Fiなどの通信環境がある中で身体障害・病気・高齢などが理由で移動に制限のある方がオリヒメのパイロット（操作者）となることで窓口案内・接客対応・本の読み聞かせなどができるシステムであります。
導入事例には、就労継続支援B型事業所の利用者の就労支援、病気療養中の児童生徒による授業参加などがあります。

そこで遠隔操作ロボット、オリヒメの活用についてお伺いいたします。

- (1) 遠隔操作ロボット、オリヒメに対する本町の見解を伺います。
- (2) オリヒメを利用促進するため、本町がPRすることを提案しますが見解を伺います。
- (3) 本町としてオリヒメを購入し、貸し出すことを提案しますが見解を伺います。
- (4) オリヒメを利用しようとする方に対して、補助金や助成金を支給することを提案しますが見解について伺います。

遠隔操作ロボット OriHime（オリヒメ）



※撮影者より写真提供

質問順位4 8番議員 間瀬 宗則（清流会）

1. 東浦の歴史と文化財の活用で町の魅力発信を！

東浦の歴史は古く、知多半島の中でも多くの文化財が残されている地域で、国指定文化財である緒川の入海貝塚など縄文、弥生時代にまで遡る足跡や、古墳時代の森岡の金鶏山古墳、平安時代末期から鎌倉時代にかけては焼き物が作られ、緒川新田にある八巻古窯跡など数多くの窯跡が見られた。戦国時代には緒川城や乾坤院の建立、徳川家康の生母「於大の方」の誕生、村木砦の戦いなどの史跡が残され、江戸時代後期には白山、立山、富士山の三名山を参拝した石碑や記録が残されているなど時代毎に貴重な史跡があり、まさに歴史の宝庫と言えます。しかし、郷土の誇りともいえる史跡の多くが、町内外の人にあまり知られていないのではないでしょうか。

これらの史跡をはじめとした文化財は町の財産であり、興味をひくような情報発信の工夫、説明板や案内板などの環境整備をすることで町内外から訪れる人を増やすことができる観光資源になりうるものと考えます。町内の歴史と文化財の活用を促進して、町の魅力発信をアップデートする観点から、以下8点について質問します。

- (1) 町が把握している「指定文化財」、「埋蔵文化財」及び「東浦文化財ガイドマップ」で紹介されている文化財についてそれぞれの数を伺います。
- (2) 現在は「東浦文化財ガイドマップ」に掲載されていないが、文化財として紹介することができると考えられる史跡などはないのか伺います。
- (3) 文化財を紹介する説明板、文化財の場所を知らせる案内板は重要な情報源です。「東浦文化財ガイドマップ」は全町地図に場所を示し、説明が掲載されて見やすいですが、現地に案内板や説明板がない文化財について設置の考え方を伺います。
- (4) 緒川城址や村木砦古戦場などの町指定文化財は、誰でもその場所が分かるような統一されたデザインの案内板などの設置を提案するが、見解を伺います。
- (5) 町を代表する於大公園と、明徳寺川沿いの歴史散策路「於大のみち」を合わせて巡ってもらえるように案内板などの設置を提案するが、見解を伺います。
- (6) SNSを活用した情報発信や、歴史も自然も豊かな東浦町をアピールするキャッチフレーズなどの募集を提案するが、見解を伺います。
- (7) 令和10年（2028年）於大の方生誕500年を迎えるが、出生地としての記念行事の考え方と、担当課はどこになる予定か伺います。
- (8) 東浦ふるさとガイド協会は、町の歴史や文化を紹介し、郷土の魅力を伝える活動を行っているボランティア団体ですが、第6次東浦町総合計画第2期基本計画に会員数の目標が示されています。現在の会員数と町

の支援について伺います。

2. 歩行者の交通安全対策は大丈夫ですか！

第6次東浦町総合計画第2期基本計画の「3暮らしを守るまちづくり」における交通安全・防犯には、「交通事故・犯罪のないまちを目指します」との目標を実現する取組みとして、交通安全意識の向上や歩行者などの安全対策が課題としてあげられていますが、町内で発生した最近の交通事故で歩行者がはねられる重大事故がおきています。町内の国道、県道の主要幹線道路において歩道が設置されていないなどの不安全箇所については、県への要望事項として提出していただいているが、町としてできる交通安全対策をできることから実現に向けて取り組んでいくことが大切であると考え、以下6点について質問します。

- (1) 最近の歩行者が対象となった交通事故の発生原因、場所、時間帯などを把握していることがあれば伺います。
- (2) 歩行者の安全を確保するために設けられている横断歩道について、夜間における安全対策として道路照明（以下、交通安全灯）が設置されている状況について伺います。
- (3) 夜間でも横断歩道を認識できるよう、照明付きの横断歩道標識が設置されている場所があるが、最近では不点灯になってしまって球替えをしないと聞きます。そのような横断歩道のうち、照明がない、あるいはあっても横断歩道の照明になっていない箇所があります。道路標識等の視認性を高める安全対策として交通安全灯の設置を提案しますが、見解を伺います。
- (4) 目の不自由な人が横断歩道を安全に渡るために、音響式信号機が設置されている場所がありますが、町内の設置状況を把握しているか伺います。また、設置の必要性について、どのような認識か伺います。
- (5) 過去に事故が発生した横断歩道では「事故注意」などの路面表示がされている場所もあり、歩行者の交通安全対策として重要な役割を果たしています。しかしながら、劣化して見づらくなっている箇所が見受けられるが、塗り直しなどの修繕についての考えを伺います。
- (6) 歩行者においても横断歩道を渡る際には手を上げるなど、ドライバーに明確に意思表示をするアクションが有効と考えます。交通安全意識向上のために町全体でキャンペーンを行うことを提案しますが、見解を伺います。

質問順位 5 10 番議員 三浦 雄二（清流会）

1. 住民サービスについて

町職員は、住民サービスを行う主体として、様々な住民ニーズに対して日々業務を行っています。また、住民との信頼関係を壊すことがないように適切な対応が求められるため、接客対応向上に向けた取組が必要と考え、以下について質問します。

- (1) 職員の窓口対応について、住民から苦情やトラブルなどが発生したことがあるか。あればその内容を伺う。
- (2) 全職員に対し接遇に関するスキルアップ教育はされていると思うが、具体的にどのような教育をされているのか伺う。
- (3) 役場には多様な国籍の方が来庁し、特に日本語を話せない方への対応は通訳の方が行うと思うが、通訳可能な言語は何語か伺う。
- (4) ご家族等身近な方が亡くなられた際に役場での必要な手続きの案内や受付を「ワンストップ」で行うおくやみ窓口の試行運用が本年8月1日から始まったことに対し、以下について質問します。
 - ア. おくやみ窓口の利用件数を伺う。
 - イ. 利用者からどのような反応や声を聞いているか伺う。

2. 町立保育園の保育士について

巷では、保育士による不適切保育のニュースが取り沙汰されることがあります。原因の1つとして、保育士の人手不足による過重労働が挙げられます。未来をつくる子どもたちのためにも、心にゆとりを持って保育する必要があり、保育士の労働環境を見直す必要性を感じるため、以下に質問します。

- (1) 町立保育園の保育士の配置は、国の定める配置基準に基づいて配置がされているか伺う。
- (2) 保育ICTシステムの導入後、保育士や保護者からどのような声が聞かれるか。また、導入後、保育士の事務負担の軽減として、何が挙げられるか伺う。
- (3) 各園には男性の保育士もいますが、女性保育士と比べると男性保育士の割合は圧倒的に低いです。男性保育士ならではの悩みもあると聞き及んでいるため、以下に質問します。
 - ア. 東浦町立保育園では、現在、何名の男性保育士がいるのか伺う。
 - イ. 男性保育士自身には、どのような悩みが多いと聞いているか伺う。
 - ウ. 保護者から男性保育士への意見は、どのようなものがあるか伺う。

質問順位 6 1番議員 森 靖広（高志会）

1. 公立保育園の「手ぶら登園」について

現在、多くの自治体で「手ぶら登園」が注目されています。この取り組みは、保護者が日々の準備物を減らし、登園時の負担を軽減すること目的としています。本町の公立保育園においても、「午睡用布団等の貸し出し」や「紙おむつ（以下おむつ）のサブスクサービス」を活用した「手ぶら登園」の実現可能性について検討を進めてはどうかと考えます。これらの取り組みで子育て世代の支援が強化されるだけでなく、保育士の業務効率化や園全体の衛生管理向上にも寄与します。初期費用や運用コスト、園内の置き場不足が課題として挙げられるが、自治体として補助制度の創設や事業者との連携を検討することで、実現可能性を高める機運になればと思います。本町の子育て支援政策における新たな一歩として、「手ぶら登園」の導入を検討するよう提案し、以下質問します。

（1）午睡用布団等については、各保育園で一括管理し清潔な状態を維持する体制を整えることで、保護者の洗濯・持ち運びの負担を軽減できると考え以下伺います。

ア. 町内8つの保育園で午睡している状況を伺います。

イ. 午睡用の布団の持ち帰りは週に1度だと認識しています。保育園へ持ってきてからの保育園内での管理方法はどのようにしているか伺います。

ウ. これまで午睡用の布団等の貸し出しやサブスクを検討したことはあるか伺います。また、貸し出しやサブスクのメリット、デメリットについて本町の見解を伺います。

エ. 午睡用布団等の代わりになる「コット」<参考資料※1>があるが、導入を本町で検討したことがあるか伺います。また、知多半島5市4町での導入実績を把握しているか伺います。

（2）近年普及している「おむつのサブスク」についてです。保育園が子ども一人ひとりのサイズや必要枚数に応じておむつを用意し、園で消耗品として管理する仕組みです。このサービスを導入することで、保護者が登園前におむつを用意する必要がなくなり、保護者の負担は減少すると考えます。また、保育園も園児それぞれのおむつを管理する工数が減少し、保育士さんにとっても負担軽減になると思い、以下伺います。

ア. 町内8つの保育園でおむつを必要としている対象園児がいるのかを伺います。

イ. 知多半島5市4町で「おむつのサブスク」を導入している、または検討している自治体を把握しているか伺います。

ウ. 保護者の方が園児と一緒に登園したあとのおむつの管理方法はどのようにしているか伺います。また、おむつの補充はどのように管理しているか伺います。

エ. これまでおむつのサブスクを検討したことはあるか伺います。また、これから仮に運用することを想定した際のメリット、デメリットについて本町の見解を伺います。

オ. 使用済みおむつは園で一般廃棄物として廃棄していると思われますが、最近は使用済み紙おむつを資源に変えることもできます。今回の「おむつのサブスク」と一緒に、使用済み紙おむつの再生利用を検討してみてはどうかと考えますが、本町の認識を伺います＜参考資料※2＞。

2. 自転車に関する道路交通法改正について本町での認識と課題は

令和6年11月1日の道路交通法の改正＜参考資料※3＞により、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が多いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。

主な改正内容についてです。

「ヘルメット着用の努力義務」全年齢を対象に、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となり、安全意識の向上が求められます。

「自転車専用レーンの利用促進」自転車専用レーンの設置が拡大され、専用レーンの走行義務が強化されます。これにより、歩行者や車両との接触リスクの軽減が期待されます。

「重大違反に対する罰則強化」信号無視、飲酒運転、「ながら運転」などの重大違反への取り締まりが厳格化され、罰金や講習受講命令が強化されます。

そこで以下について伺います。

- (1) 今回の改正道路交通法について、町民全体へ啓発活動を行ったことは何があるか伺います。特に、自転車で通学や通勤をしている人が多くいる中学校や高校、駅周辺でどのような啓発活動を実施したか、また実施していないのであればどのような活動を計画しているか伺います。
- (2) 住民参加型の啓発活動の提案として、地域住民や学生団体と連携し、自転車安全教室をテーマにしたワークショップやイベントを開催はどうか。また、子どもたちがポスターや標語を作成するコンテストを行い、町内各所に掲示することで、地域全体で安全意識を高めることができると考え提案しますが、見解を伺います。
- (3) 自転車専用レーンの利用促進について、本町の道路事情では自転車専用レーンの設置はコストや時間がかかり、整備は困難だと理解します。一方姉妹都市である新城市は自転車を観光資源として取り組んでおり、今年、9月8日（日）には大きな自転車ロードサイクルのイベント「新城モブ」が開催されました。本町も自転車専用レーンを作ることが難し

いなか、新城市は歩行者や車両との接触リスクの軽減など、良いアイデアや自転車の安全対策を工夫されているのではと推測します。新城市とコミュニケーションを取ってみてはどうかと思いますが、本町の見解を伺います。

<参考資料 ※1 >



出典：コドモンストア「業界最軽量のコット かるつよ 130」

(https://store.codmon.com/products/%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%B3%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%83%99%E3%83%83%E3%83%89-%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%A4%E3%82%88-130?srlt_id=AfmB0oo_2ilGJwHVKSPI7n7CoMC8H-w8Pg_yGWAOnJ_Rurh55-J-5xg8)



出典：コドモン 「コドモンと午睡センサーの連携により、保育者の精神的負担が軽減。

園児の些細な変化にも目を向けられるようになりました」

(<https://www.codmon.com/case/yakultkidsschoolokubo/>)

<参考資料 ※2>

環境省

使用済紙おむつの再生利用等のメリット

具体的には、こんなにことか…

The diagram illustrates the merits of diaper recycling across five categories:

- 全般 (General):**
 - ごみを資源と捉えた持続可能な資源循環の推進。
 - 高齢化社会に伴い排出量が増加するごみへの対応。
 - 再生利用等によるリサイクル品の活用や、エネルギーの活用による地域循環。
 - 焼却処理の回避によるCO₂削減への寄与。
 - 関係者の連携による新しいビジネスの創出。
 - 地域/排出量に合った再生利用等手法の選択が可能（資源循環、サーマルリカバリー）。
 - 再生利用等への協力による関係者の社会貢献。
- 紙おむつ利用者 子育て世代:**
 - 高齢者一人暮らし世帯へのごみ出し支援を兼ねた見回り。
 - 保護者が保育園から紙おむつを持ち帰る負担が軽減。
 - 環境教育に繋がる。
- 介護・保育 関係者:**
 - 保育園等で、使用済紙おむつを保護者が持ち帰るための個別管理が不要となることによる負担軽減。
 - 回収用の袋の使用により、においが低減。
- 再生利用等 事業者:**
 - 使用済紙おむつの排出量の増加が見込まれる中での適正処理の実施という社会的な課題に対する貢献。
- 自治体:**
 - 廃棄物処理の合理化。
 - 紙おむつリサイクルを施策の一つとした魅力的なまちづくり。

4

**使用済紙おむつの再生利用等には、こんな魅力・可能性があるんです！
将来のため、今から一緒に取り組んでみませんか！！**



出典：環境省ホームページ「使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクト検討結果取りまとめ」（<https://www.env.go.jp/content/000152774.pdf>）

<参考資料 ※3>

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化

令和6年11月1日施行

自転車を利用する皆さんへ～運転中の携帯電話等使用等禁止について～

自転車も道路交通法の罰則が適用されます

道路交通法第71条第5号の5

具体的には 携帯電話等使用等（保持）

具体的には 携帯電話等使用等（交通の危険）

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION 警視庁

交通安全情報

自転車の飲酒運転禁止強化～「酒気帯び」にも罰則適用！！～

道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに【飲酒運転周辺者三罪の車両に自転車が含まれます】

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません

車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません

酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に乗車してはいけません

同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからってダメ等あるな
NO 酒を飲んだら乗らない！

※本内容は、令和6年内に施行予定

出典：警視庁ホームページ「自転車に関する道路交通法の改正について」

(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html)

質問順位 7 5番議員 赤川 操恵（公明党東浦）

1. 資源ごみの分別について

資源ごみの分別につきましては、令和5年第3回東浦町議会定例会での一般質問でも質問させていただきました。本町では「第3次東浦町の環境を守る基本計画」の基本目標3に「ものを大切にしてごみを出さないまちづくり」との基本目標が掲げられています。不要になったものの再利用や資源化を進めることにより、循環型社会の実現を目指し様々な取組みが行なわれています。また、国としても令和6年8月2日に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。循環型社会の構築に向けて様々な施策が取り組まれており、本町もその一翼を担う必要があると考えます。

そこで、本町の資源ごみの状況について質問します。

- (1) 本町の資源ごみと可燃ごみの回収量の過去3年間の推移を伺います。
- (2) 改めて現状の紙類の分別の仕方について伺います。
- (3) 資源ごみの紙類の中で、令和5年6月から回収を開始したミックスペーパーの回収量を伺います。
- (4) ミックスペーパーについて、他市町の取り組みについて把握している内容を伺います。
- (5) ミックスペーパーの回収量について、本町の見解を伺います。

2. 更年期世代の健康相談の取組みを

本町の「第6次東浦町総合計画第2期基本計画」の、施策の方向1いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり、(1)健康、①健康づくり、取組①には、住民一人ひとりが健康意識を高め、自主的な活動につながるよう後押しします。課題としてすべての年代を巻き込んだ取組が必要です。とあり、目標達成に向けての実施内容が明記されています。また、「幸せと絆を実感できる東浦ストーリー」には、各世代での暮らしや取組みがイラスト入りで紹介されています。赤ちゃん、子ども（幼児・小中学生）、学生・社会人、子育て親、高齢者とありますが、子育て親から高齢者の間の年代への取組みが示されていません。この年代は子育てが落ち着き、社会的にも力を発揮できる充実した年代ですが、女性は女性ホルモンの影響を強く受け、ゆらぎ世代とも更年期世代とも言われる不安定な年代です。

公益社団法人日本産科婦人科学会によりますと、日本人の平均閉経年齢は約50歳ですが、個人差が大きく、早い人では40代前半、遅い人では50代後半に閉経を迎えます。そして、閉経前の5年間と閉経後の5年間とを合わせた10年間を「更年期」といい、45歳から55歳が更年期世代と言われています。更年期に現れるさまざまな症状の中で他の病気に伴わないものを「更年期症状」といい、その中でも症状が重く日常生活に支障を来す状態を「更年期障害」と言います。更年期の時期や期間、変化の度合いは人それぞれですが、厚生労働省の「更年期症状・障害に関する意識調査」

基本集計結果（2022年7月26日）」によりますと、実際に「更年期障害の可能性があると考えている」割合は40歳代で28.3%、50歳代で38.3%という結果が出ています。また、「更年期症状を自覚し始めてから医療機関受診までの期間」の「受診していない割合」が40歳代で81.7%、50歳代で78.9%。「受診していない理由」は「医療機関に行くほどのことではないから」と答えた方が40歳代で69.4%、50歳代で70.2%、と最も割合が高く、次に「我慢ができるから」と続き、「どの医療機関（診療科）を受診すればよいか分からないから」との回答は40歳代で5.2%、50歳代で4.2%あるとの結果でした。そこで、以下の点について質問します。

- (1) 保健センターで受けた過去3年間の健康相談の件数を伺います。
- (2) 東浦町には婦人科の医院がありません。婦人科に関する、特に更年期世代の相談窓口が不足していると考えますが本町の見解を伺います。
- (3) 他市町村の更年期世代の相談窓口の取組みについて把握している内容を伺います。
- (4) 保健センター内に更年期世代の相談窓口を設置してはどうかと考えますが、本町の見解を伺います。

質問順位 8 2番議員 長坂 知泰（町民ファーストの会）

1. 「指定地域共同活動団体制度」による地域活性化を問う

「指定地域共同活動団体制度」とは、各小学校校区などの一定の地域において、高齢者の見守りや子どもの居場所づくり、防犯活動など、地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行う団体・組織のうち法律や条例で定める高い公益性や民主性に関する要件を満たしている団体・組織を市町村が指定し支援する仕組みである。これは、今後想定される自治体の人材難や、地域の市場規模縮小に伴う衰退などに対して、どのように住民サービスの水準を維持していくのかという難問に対して、昨年末に岸田文雄前首相に提出された第33次地方制度調査会の答申にて問題提起されたものである。これらの対応として、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度としての「指定地域共同活動団体制度」を盛り込んだ改正地方自治法が令和6年6月に成立し、同年9月26日に施行された。そこで質問する。

- (1) 地方自治法に「指定地域共同活動団体制度」が導入され、同法 第260条の49第1項において「市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するにあたり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにならなければならない」とされ、初めて法の上で町民（多様な主体）が行政や議会と対等に公共の担い手として認識され、「協働」の考え方を取り入れられたと考えるが、本町のご所見を伺う。
- (2) 第33次地方制度調査会の答申では、本制度の柱となる地域の多様な主体について、コミュニティ組織やNPO法人などが例示されているが、コミュニティ組織もスタッフの高齢化、担い手不足などが表面化している。コミュニティ推進条例などを制定し支援団体の法的根拠を明確化する自治体も多数あるが、今後は指定地域共同活動団体の指定等に関する条例などにより支援の法的根拠を明確化することが可能である。コミュニティ組織に対する本制度の活用について本町のご所見を伺う。
- (3) 本制度は、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするために、さまざまな関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、市町村の判断で、その位置づけを明確にする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが可能と考える。コミュニティ組織以外にも本町と連携して活動できる多様な団体もあると思うが、ご所見を伺う。

2. 「公共施設再配置計画～東浦中学校移転検討」を問う

本町においては、平成28年3月「東浦町公共施設等総合管理計画」が公表され、令和2年3月「東浦町公共施設個別施設計画」を策定。これらに基づき令和6年3月「東浦町公共施設再配置計画」が策定された。本町ホ

ームページにも掲載されており、現在オープンな議論が図られているところである。そこで今般は、このホームページ上に掲載されている「東浦中学校移転候補地追加検討・配置パターン検討」（注1）に基づき質問する。

- (1) 項目1の本検討の目的において「2024年度内に基本構想を策定するための検討状況を整理することを目的とします」とあるが、本年度内に「建設地の決定」や「施設規模」などの骨格を決定するということか伺う。
- (2) 項目2の現東浦中学校敷地における検討において「嵩上げに係るコストが莫大となる」と書かれているが、概算金額にするとどれくらいか伺う。
- (3) 項目4の配置パターンについて伺う。
- ア. イニシャルコストがパターン1-1より1-2の方が高いとの記載にもかかわらず、施設整備までにかかる概算費用の合計は1-1の方が金額が高い理由について伺う。
 - イ. 2024年3月策定の東浦町公共施設再配置計画においては施設整備費を約27.4億円としていたが、今般においては全てのパターンにおいて45億円を超える金額となっている。算出した単価の根拠について伺う。
 - ウ. 80年間に施設整備、維持にかかる概算費用の合計が、金額として高い順にパターン1-2、パターン1-1、パターン2となっている理由について積算根拠を明らかにした上で理由を伺う。
 - エ. 配置パターンの決定は、どの段階で決定するのか伺う。
- (4) 項目8の整備スケジュールについて伺う。
- ア. 現時点での供用開始予定は早くて2031年という見方でよいか伺う。
 - イ. 官民連携の場合のPFIについての一般的な発注方式、事業主体、特徴などについて、町としての見解を伺う。

(注 1)

【東浦中学校移転候補地追加検討・配置パターン検討】

1 本検討の目的

2023年度末に策定した、東浦町公共施設再配置計画（以下、再配置計画とする。）の検討の中で、文化センターを始めとする貸館施設や図書館、郷土資料館、さらに、保健センターや総合子育て支援センターを始めとする各種支援センターを複合・集約し、現在の東浦中学校の敷地に配置する案を示しています。さらに、現在の東浦中学校は、水害ハザードや学区における配置等の課題から現在の東浦文化広場への移転・複合化の方向性を検討しました。本検討では、再配置計画における配置検討の整理及び、大きな建築計画のパターン検討を行い、2024年度内に基本構想を策定するための検討状況を整理することを目的とします。

2 現東浦中学校敷地における検討

再配置計画では、東浦中学校の建替えに際しては移転だけでなく現位置も想定されますが、以下4点の現東浦中学校敷地における建て替えの懸念点を踏まえ、現位置建替えではなく移転としています。

No.	懸念点	懸念点の概要
1	災害ハザード	<ul style="list-style-type: none"> 洪水や高潮等の水害ハザード内に位置している。 生徒が毎日通学し、また長時間滞在する学校施設の災害へのあり方としては望ましくない。（文化センターなど災害時にはある程度の休業が許容される施設の設置は対策を実施のうえ、可能であると考える。）
2	立地（学区）・通学距離	「学区の北端に位置しており、立地上不便である」という課題や通学路といった安全面等の課題解消にはつながらない。
3	授業継続	現建物よりも災害リスクの高い運動場への仮設校舎の整備もしくは新校舎整備が求められ、浸水ハザード対策として運動場等の嵩上げを実施する必要がある。そのため、長期間、運動場の利用が出来なくなる期間が生じ、学校運営に大きな影響がある。
4	コスト・工期	<ul style="list-style-type: none"> 新校舎を浸水ハザードの低い現校舎位置（0.2～1.5m）にて整備するためには仮設校舎の建設が必要となり、仮設校舎の不要な移転と比べると追加コストが発生する。 仮設校舎を建設することなく、運動場へ新校舎を建設する場合、浸水ハザードの高い運動場（2.0～3.2m）への整備となるため、全面的な嵩上げが必要となり、嵩上げに係るコストが莫大となる。

（東浦町公共施設再配置計画概要版別添資料 P18～P20 より抜粋）

1

3 東浦中学校・東浦文化広場の前提条件

東浦町公共施設再配置計画 P139、P144 より

	東浦中学校	東浦文化広場
現敷地面積	37,217 m ²	45,385 m ² （内、借地 5,598 m ² ）
現校舎延床面積	9,604.25 m ²	—
現体育館延床面積	2,925 m ² （飛翔館含む）	2,872 m ²
再配置計画における想定延床面積	10,168 m ² （体育館面積 2,872 m ² を含む）	—

4 配置パターン検討

配置パターンについて、以下に整理しました。なお、パターン2【参考】については、候補地に関する意見から追加検討しましたが、結果として候補地から除外し、参考として掲載します（6まとめを参照）。また、借地については、再配置計画にて、施設の再編にあたり、解消を目指すこととしています。

	パターン1		パターン2【参考】
	パターン1-1	パターン1-2	
位置図	<p>※1</p>	<p>※1</p>	<p>※1</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存の東浦文化広場建物を活用し、東側に校舎を建設する。 体育館・グラウンド・特別教室について、学校活動を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内のどこかに建設する。（現東浦文化広場は解体する） 体育館・グラウンド・特別教室について、学校活動を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> 東浦中学校及び東浦文化広場を市街化調整区域（市街化区域に隣接）に移転・複合する。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既存の建物を活用するため、イニシャルコスト削減が可能 校区の中心付近となるため、通学負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 全て新しく建てるため、建築の自由度が高い。 校区の中心付近となるため、通学負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> パターン1に比べ、学校生活の騒音に対する苦情を受けにくい。（半径500m以内人口がパターン1に比べて約650人少ない。）

2

	<p>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリア外に移転するため、安全性の向上を図れる。 ・校舎建設時に体育館を継続して利用できる。 	<p>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリア外に移転するため、安全性の向上を図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区の中心付近となるため、通学負担の軽減となる。 ・水害ハザードエリア外に移転するため、安全性の向上を図れる。 ・全て新しく建てるため、建築の自由度が高い。 ・80年コストがパターン1より安価となる。
懸念点	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎と体育館で建築年に差ができるため、体育館の建替えが必要となり、建設場所、運用方法等を検討する必要がある。 ・体育館の位置が決まっているため、パターン1-2より建築の自由度が低い。 ・現テニスコートに校舎を建設することとなるが、テニスコートをどうするかの検討が必要。 ・体育館更新時（2063年頃）に仮設体育館が必要となる。また、建替えや仮設場所の検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストがパターン1-1より高くなる。 ・高圧電線や鉄塔がある部分の建築制限がある。 ・建設場所によっては、体育館・グラウンドの利用停止期間が必要となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調整区域での建設について愛知県の許可がいるが、ハードルが高い。（地権者全員の同意が必要、理由等。） ・用地確保に多額の費用がかかる。 ・用地確保に時間を要する。 ・用地確保できるかわからない。 ・15件程の家の移転が必要となる。 ・農地転用が必要 ・町道上坪新々田線に狭い区間があるため解消が必要となる可能性がある。 ・敷地内の高低差があるため（27.3～17.0m）、大規模な造成が必要であり、活用可能面積が狭まるため、さらなる用地確保が必要となる可能性がある。 ・町道西平地西之宮線に拡幅計画があるため、敷地面積が少なくなる可能性がある。
施設整備までにかかる概算費用の合計	約 47億5千万円（※3）	約 45億1千万円	約 60億8千万円
80年間に施設整備、維持にかかる概算費用の合計	約 75億1千万円	約 75億6千万円	約 73億1千万円
見込んだ費用	建築費用、仮設費用、東浦文化広場更新費用、東浦文化広場解体費用、80年間改修費用	建築費用、東浦文化広場解体費用、80年間改修費用	建築費用、既設道路等撤去費用、用地取得費用、農業転用決済金、家屋移転費用、調整池整備費用、80年間改修費用、跡地処分費用
その他必要と思われる費用			愛知用水撤去費用、浄化槽 or 下水道整備及び受益者負担金相当額、上水道撤去 等

※1 オレンジ着色：借地、オレンジ以外の着色：町有地

※2 体育館更新時の仮設は、東浦中学校第1屋内運動場規模とする。

※3 体育館更新時の費用を含む。

3

5 整備期間比較			
	パターン1（現東浦文化広場へ移転）	パターン2（生路上ノ里周辺へ移転）【参考】	
用地買収	—	10年以上（三丁公園 3.5ha は約12年、町道緒川南北線は10年以上かけて買収できていない。）	
家屋移転・補償	—	1年～（交渉困難な場合があり得る）	
農振除外	—	約半年	
農地転用	—	約2カ月	
中部電力との協議	数ヶ月（第2グラウンドに高圧線7.7万ボルトが架空している）	—	
愛知県との協議	数ヶ月（第2グラウンドに建築する場合、愛知県建築基準条例にかかる可能性がある）	1年～（調整区域内の開発について許可を得る必要がある。調整区域内に建築する相当な理由が必要。）市街化編入を伴う場合は事前相談等3年以上かかる。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で建物が建っている敷地であり、大半が町有地であるため、用地買収に時間をかける必要がない。 ・一部、建築制限がかかる場所があるため、各機関と協議が必要。 <p>【設計段階で協議が済むと思われる。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整区域への建築は愛知県の許可が必要となり、相当な理由等が必要となる。また、協議には地権者全員の同意書が必要となる。 ・用地買収や家屋移転交渉に膨大な時間を有することとなり、かつ、全ての用地買収・家屋移転が完了する保証が無い。 ・農地転用や農振除外など、協議が必要な部局が多い。 ・何年かけても整備に取り掛かれない可能性がある。 <p>【用地買収・家屋移転の状況により、愛知県との協議にすら入らない可能性がある。不確定要素が多くすぎる。】</p>	

6 まとめ

80年間にかかる費用の合計おいて、パターン2の方が安価となるが、以下の2点から東浦中学校の調整区域への移転は現実的でないため、配置検討の比較対象として整理します。

①東浦町の最上位計画である第6次東浦町総合計画にてコンパクトなまちづくりを進めることとしており、これまでに整備された公共施設、既存の市街地にある住環境等の集積を図ることとしている。（第6次東浦町総合計画 15頁より抜粋）

②調整区域の施設整備には、整備までに用地買収、家屋移転、愛知県協議、農地転用等、課題が膨大であり、10年以上の期間を要する可能性が高い。また、10年以上かけても課題を解決できない可能性がある。

パターン1の建築計画について、パターン1-1の方が80年間にかかる費用が安価であるものの、大きな差はありません。また、懸念点を比較すると、パターン1-2の方が少なく、自由な建築が可能となります。現時点で、総合的にどちらが優れているのか、また、他に最適な建築計画がなど、結論が出せる段階ではありませんので、引き続き検討を進めます。

4

出典：東浦町 HP 「東浦中学校移転候補地追加検討・配置パターン検討」

（ <https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/material/files/group/75/kouhopataan.pdf> ）

質問順位 9 14番議員 間瀬 元明（親和会）

1. 食い止めろ、町職員の退職者！

令和5年第3回（9月）定例会において、職員の自己都合退職者の増加について一般質問を行いました。

令和6年人事院勧告では、地域手当の割合の考え方を見直しされ、愛知県全体として8%の基準が示されました。今後、現行の3%から8%への改正がされた場合、職員の方の一定の意欲向上にもつながるかと思われます。

しかし、職員の自己都合退職者を増やさないためには、給与面のみならず、人材配置面での満足度向上や、良好な人間関係、仕事の進め方など様々な観点から形成される職場風土も重要なものと考えられます。

また、町内に在住する職員の方が減少している現状もありますが、町内在住の職員の方は、地域住民とのつながりの面や地域住民からの安心感など期待が大きいものと考えられます。

そこで、質問いたします。

- (1) 先回の一般質問時に「職場満足度調査等を活用し、現状を把握することで、職場環境を改善し、業績の向上や人材確保にもつながり、結果的に住民満足度も向上するものと考えられるため、職場満足度調査の実施につきましては、今後検討していきたいと考えております。」という答弁をいただきました。その後の検討状況や実施状況を伺います。
- (2) 職員の人材配置の点で、窓口や現場、施設などを所管する部署と、企画、財政、人事などの管理系部署について、偏ることなく職員が異動をすることで、様々な視点で事務を進めることができたり、どちらの部署の立場も踏まえた考え方の共有などができると想えます。どのような考え方で、職員の部署の異動を行っているのか、現状認識や課題などの見解を伺います。
- (3) 職員の方の異動について、希望した部署に配属されたことが一度もない方が大半と聞き及んでいます。職員の方からの希望を参考とせずに配属を行っているのか伺います。また、希望としない部署への配属は、職員のモチベーション維持にも影響があると考えられますが、どのような見解か伺います。
- (4) 町内在住の職員は約4割、町外在住の職員は約6割と過去の答弁で言わわれていますが、現在の割合（保育士を含んだ場合と保育士を除いた場合）を伺います。また、この現状に対してどのような見解を持っているのか伺います。
- (5) 住居手当を受給されている職員の町内、町外の割合（保育士を含んだ場合と保育士を除いた場合）を伺うとともに、住居手当の増額（町内賃貸住宅居住者への上乗せ）の効果をどのように分析しているのか伺います。

また、町長ロードマップの 103 に「職員の町内居住手当の増額を検討します」とありますが、現在の検討・進捗状況を伺います。

2. 東浦町公共工事の平準化！

令和 4 年第 2 回（6 月）定例会において、公共工事の平準化に関する取り組みについて、一般質問を行いました。

本年には、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、「インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、喫緊の課題の解消に取り組む必要」があるとされ、「担い手確保のための働き方改革・待遇改善」、「地域建設業等の維持に向けた環境整備」、「新技術の活用等による生産性向上」、「公共工事の発注体制の強化」がうたわれています。

また、本年度から、建設業にも労働時間規制が本格適用されました。国では、施工時期の平準化が発注者の責務として規定されたり、施工時期の平準化を図るための措置を講ずることを努力義務化したり、様々な方策が講じられているところです。

本町でも、時勢に即した対応が求められると考え、質問いたします。

- (1) 昨今の建設業に関して国の法律改正などの動向により、本町にどのような影響があると考えられるか見解を伺います。
- (2) 本町において、一般競争入札工事の件数及び工事それぞれの工期末は何月となっているのか。令和 4 年度及び令和 5 年度の月ごとの状況を伺います。
- (3) 過去の答弁においては、1 月から 3 月末までの工期の工事が多い状況とのことでしたが、工期の平準化に対する現状認識と課題及び今後の考え方を伺います。
- (4) 本町が発注する工事等について、金額の区分に応じて、様々な入札に関する決定方法や、検査などの事務の進め方などの運用を行っていると思います。近年の物価高騰、人件費高騰などにより、従来の金額の区分では時勢にあっていないようにも思われますが、近年、金額区分について町内部での取り決め（規則・要綱・要領など）の改正を行っているのか伺います。
- (5) 2019 年 4 月に施行された改正労働基準法で「36 協定で定める時間外労働の上限規制」が見直されました。建設業での適用は 5 年猶予されていましたが、2024 年 4 月 1 日以降、時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間となり、特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

これに関連して、国や県の発注工事では、原則すべての工事について週休2日制の実施となっていますが、今後の建設業の担い手確保の観点から重要なものと考えます。本町における実施状況及び見解を伺います。

3. なぜないの、東浦に！

現在、本町住民の方が旅券（パスポート）を申請等する場合は、名古屋駅のセントラルタワーズ内にある愛知県旅券センター等にて行う必要があります。

近隣市町では、半田市のクラシティにおいて、半田市、常滑市、高浜市、阿久比町、南知多町、武豊町が共同で発給事務を行っており、大府市、美浜町、刈谷市、知立市は、単独で役所、役場内で事務を行っています。

また、東海市と知多市は、名鉄太田川駅高架下のパスポートセンターにて発給事務を行っています。県としては、平成24年度から市町村への権限移譲を推進している状況で、平成31年3月をもって半田市にあった知多旅券センターは廃止されました。

過去にも他の議員から質問などがあったところでありますが、改めて旅券（パスポート）発給事務に関する見解を確認するため、質問いたします。

- (1) 近年における本町住民の旅券（パスポート）の申請等の件数を把握しているか伺います。
- (2) 近隣市町において、本町の住民のみ県の旅券センターにて申請等を行っていることに対する見解を伺います。
- (3) 近隣市町との共同発給事務を実施するに当たっての費用負担の見込額、課題、共同発給事務の実施に向けた見解を伺います。

質問順位 10 6 番議員 秋葉 富士子（公明党東浦）

1. スクールソーシャルワーカーについて

文部科学省は 2008 年からスクールソーシャルワーカーの導入を開始しました。文部科学省のホームページによると、スクールソーシャルワーカー活用事業には、次のような趣旨の概略があります。① いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等は、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。② 児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。③ したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内外の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場で求められている。④ このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする。

また文部科学省が本年 10 月 31 日発表した「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」で全国の小中学校で不登校だった児童生徒数は、前年度比約 4 万 7,000 人増の 34 万 6,482 人と分かりました。さらに、小・中・高等学校及び特別支援学校のいじめ認知件数は、前年度比約 5 万件増の 73 万 2,568 件でした。また、町学校教育課の資料によると、最近 5 年間の本町の小中学校の不登校児童生徒数は総じて増加しています。不登校の原因、児童生徒の抱える課題には様々な問題があると思いますが、スクールソーシャルワーカーの配置がその解決の一助になると考え、一般質問いたします。

- (1) 知多管内 5 市 4 町のスクールソーシャルワーカーの配置状況と、どのような有資格者が配置されているか、町として把握している内容を伺います。
- (2) 本町の小中学校での相談体制について伺います。
- (3) 本町に配置されている「心の健康相談員」、「スクールカウンセラー」、「こどもと親の相談員（スクールソーシャルワーカー）」、「養護教諭」のそれぞれの役割について伺います。
- (4) 本町のスクールソーシャルワーカーの課題について伺います。
- (5) 前述した文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨に「スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な援助ができるス

「ペーバイザーを配置する」とありますが、スーパーペーバイザーの配置について本町の見解を伺います。

2. 中学・高校生の居場所について

近年、児童虐待、いじめ、自殺、不登校など、子どもに関する問題は深刻化しており、その問題解決のために2023年4月、子どもと子どものある家庭に対する総合的な支援、子どもの権利の擁護に関する事務等を行う機関として「子ども家庭庁」が創設され、同時に「子ども基本法」が制定されました。子ども家庭庁のホームページによると、「子ども基本法」は、子どもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう支える社会を目指して、子どもや若者に関する取り組みを進めていくための基本となる事項を定めた法律とあります。そしてこの法律に「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいうと定義されています。さらに「子ども施策」とは、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援とあります。

本町では、これまで「東浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在は「東浦町子ども計画」を策定予定としながら「子ども施策」を推進してきていると理解しています。本年9月21日には「切れ目のない子どもまんなか応援ソーターのまち」を宣言しました。おとなになるまでの心身の発達の過程である新生児期、乳幼児期、学童期の支援は充実してきていると考えますが、切れ目のない支援のために思春期の支援をより充実させることが重要だと考えます。

最近「サードプレイス」とも呼ばれる子どもの居場所に注目が集まっています。アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが自身の著作の中で、「家庭でも、職場でも、学校でもなく、与えられた義務や責任から解放されて自分をリラックスさせられる場所「サードプレイス」が現代社会には必要だ」と述べています。子ども家庭庁の設立準備室が行った居場所に関する調査の中で、「居場所が欲しい」と回答した子どもの内で「居場所がない」と回答した割合は年齢が上がるにつれて増えているということが分かりました。そこで思春期にあたる中学・高校生への支援の一環であると思われる中学・高校生の居場所について一般質問いたします。

- (1) 本町では、本年8月にコミュニティセンターを学習の場として開放する事業を試行的に実施しました。その後11月から開放日を拡充して実施しています。対象は中学・高校生だけではありませんが、学習を目的とした居場所になっていると思います。この事業を開始した経緯、内容、実績について伺います。
- (2) 本町では、NPO、ボランティアが実施している中高生も集まる居場所や宿題塾がありますが、町が把握しているものや内容について伺います。

(3) 現時点で何か課題を抱えているわけではないが、放課後、休日等に気軽に立ち寄ったり、集まった仲間と交流できたりする安全で緩やかな中学・高校生の居場所が必要だと考えます。このような居場所づくりを提案しますが、本町の見解を伺います。

質問順位 11 7 番議員 久松 純志（清流会）

1. 地域共生社会の実現に向けた支援の考えは

「第2次東浦町地域福祉計画」は令和4年度から令和8年度までの5か年計画で作成されており、「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」に関する福祉の分野別計画の上位・基盤計画として位置づけられています。

かつての我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在している環境で生活していました。

しかし、少子高齢化や人口減少が進み、社会の価値観の変化から、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってしまいました。これを再構築するため、人生において様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることを支援する社会が求められています。それが、地域福祉という考え方で、公的支援制度の整備と公的支援の充実という、施策に結び付いていると考えます。

昨年の一般質問では、地域福祉における高齢者福祉・健康増進についてお尋ねしました。高齢者の活躍の場所・居場所づくり・健康意識や町の各種制度の活用など、数多くの施策が施されていることを確認しました。

しかし、昨今、個々の努力では解決できない社会構造の変化、人々の暮らしの変化により、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく、地域共生社会の必要性がより一層、高まっているのではないでしょうか。皆が笑顔で過ごせる、より良い地域の実現のため、以下のことを伺います。

- (1) 高齢化、少子化、核家族化により 65 歳以上の高齢者単身世帯が増加していると思われます。晩婚化、未婚率の増加により、高齢者の世話をする家族や関係者等が不在となり孤立しているという状況をどのように把握し、対応していくべきか見解を伺います。
- (2) 認知症の発症は、介護する家族にとっては大きな負担になります。認知症予防に関する施策や家庭に対する支援をどのように考えているか伺います。
- (3) 地域で暮らし続けるために、地域包括ケアシステムは非常に重要な制度だと考えますが、地域住民としてどう関わるべきか、及び現状の課題を伺います。
- (4) 東浦町ふだんのくらしのしあわせを守り支えるための連携協定のガイドラインについて、具体的な実施状況について伺います。
- (5) 地域共生社会は地域の人々や団体で構成していますが、それを支えるためには専門的な知識が必要となります。生活支援サービス等を推進で

きる人材は必要と考えますが、人材の養成に関する見解を伺います。

- (6) 社会保障費には多くの予算を要します。地域共生社会を実現することが扶助費等の抑制に資するのではないかと考えますが、見解を伺います。
- (7) 子どもを地域で育てることは、昔は当然の事と捉えられていたが、現在では、核家族化、価値観の変化により、実現できているか疑問に感じています。地域共生社会実現の一番大事な要素だと考えますが、見解を伺います。

2. 機構改革がもたらす行政の効率化と働き方改革について

行政が住民のニーズを的確に捉え、住民の要望にすみやかに対応するための機構改革は、当然進めるべきだと考えます。住民に分かりやすい名称にし、何をしている部署なのか、どこに問い合わせをすれば解決できるのか等、明確にすることは必要だと考えます。持続可能な行政運営のための効率化・職員の働き方改革について、以下のことを伺います。

- (1) 効率的・効果的な行政組織として、現行と改革後の体制において業務内容がどのように変更になるのか伺います。
- (2) 常に働き方改革は必要と考えますが、職員の負担軽減は考慮されているのか伺います。
- (3) 業務の効率化を図るため、より一層のDX化やペーパーレス化は検討されているのか伺います。
- (4) 事業内容により職員数の増減は不可避と考えます。機構改革により定員の適正化、経営資源の有効活用は図られたと考えるが、見解を伺います。

質問順位 12 4 番議員 山田 真悟（庶民俱楽部）

1. 森岡地区のまちづくりについて

東浦町公共施設再配置計画の中で、森岡小学校、森岡保育園、森岡西保育園、森岡老人憩の家などを集約する「森岡地区拠点施設」の事業化モデルが提起されています。このモデル事業では、住民の理解を得ながら公共施設の再編を推進し、目標達成のための基本計画の検討に入っています。

すでに森岡西保育園と森岡保育園との集合化、森岡小学校の耐用年数切れ、老人憩の家等の集約化・複合化を検討課題に挙げています。町道吉田線南側森岡小学校と西側に隣接した土地区画整理予定地を含めた土地にて公共施設再編が計画されています。

去る 10 月 13 日森岡小学校体育館で開かれた「地域の拠点づくり勉強会」参加者の特徴的な意見を受けて、それらに対する当局の見解を問います。

- (1) 公共施設の複合化・集約化で検討が進められようとしていますが、基本計画の考えを伺います。
- (2) 森岡小学校は全面的に建て替えか。また、必要とされる教室数とその面積等を伺います。
- (3) 「老人憩の家」の併設も考えているのか伺います。
- (4) 森岡地区拠点施設の敷地として、土地区画整理事業の用地を取得する計画としているようですが、取得予定面積を伺います。また、土地区画整理事業と土地の確保の確約はできているのか伺います。
- (5) 森岡小学校及び保育園等を集約化・複合化する方針としているが、全体の敷地面積は従来と比較してどうなるのか伺います。

2. 森岡・森岡西保育園の今後の運営について

10 月 26 日勤労福祉会館で開かれた住民懇談会で「東浦町の保育の未来を考えよう」をテーマに、現状と課題などの話がありました。

「「子どもの最善の利益」を考慮し、一人ひとりの状況やニーズに応じた決定が重要であり、また、保育の選択肢を増やすことや官民連携・民間活力の活用が必要である」と話がありました。

平成 28 年に夢ハウスめどっこ保育園が設置され乳児保育を始め、令和 2 年には東ヶ丘幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しました。令和 5 年にはあしたがすき保育園が建設され、リフレッシュ保育も提供しています。東浦町では、民間事業者との連携により多様な保育サービスが展開されており、保護者の利便性や保育士の負担軽減を図る ICT システムの導入も進んでいます。

一方、幼児教育・保育の無償化に伴う負担が増えており、今後公費運営に支障をきたすのであれば、町立保育園の民営化について受け入れざるを得ないと考えます。

そこで、森岡・森岡西保育園を再配置する場合、民間事業者による運営を含めた検討をするのか伺います。

3. 町長の中央官庁へのトップセールス活動にエールをおくります。

過去には陳情活動、昭和・平成の時代は国会や中央省庁に列を連ねて陳情活動が行われていた記憶はまだ残っています。

日高町長が就任されてからは、重要課題や要望をパンフレットにしたためて各省庁をトップセールスマンのごとく足蹴に回る町長の姿に感激します。これからは制度の課題提起、子ども医療費無償化や保育や学校給食費無償化制度の提起、国庫補助がらみの事業、経済対策課題も増えてきます。根気よく要望活動に励む姿に感動しています。

これまでの手ごたえはいかがでしたか。感想を伺います。